



農福連携 地域協議会の立ち上げに向けて <Part2 >





目次

01	はじめに	3
02	地域協議会の主な機能	5
03	地域協議会のさまざまな形	6
04	事例紹介	
	■ 市町村が主体となり設立した事例	
	1. ユニバーサル農業推進懇談会（愛知県岡崎市）	9
	2. 名張市障害者アグリ雇用推進協議会（三重県名張市）	13
	3. 大槌町障がい者就労支援地域協議会（岩手県大槌町）	17
	【Topic】地域協議会の立ち上げに密着！	19
	— 1つの水福連携の取組から始まった大槌町の取組 —	
	■ 都道府県が主導し、圏域や振興局単位で設立した事例	
	4. 岐阜県各地域連携会議（岐阜県）	21
	【Topic】地域の実践を契機に県全体の推進体制を構築した事例 — 青森県	25
	■ 既存の会議体や組織を活用して農福連携の推進に取り組む事例	
	5. もりやま食のまちづくりプロジェクト（滋賀県守山市）	27
	6. いの町農福連携研究会（高知県いの町）	31
	■ 行政以外の団体が中心となって設立した事例	
	7. 熊本県農福連携協議会（熊本県）	35
05	<編集後記> 事例を通して見えてきた地域協議会の特徴	39

【参考】

地域協議会の立ち上げ方については、2024年度に作成・公表した冊子「農福連携 地域協議会の立ち上げに向けて」も、ぜひご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>



01

はじめに

農福連携等の推進

農福連携は、障がい者の農業での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。農福連携は、農業分野において喫緊の課題である労働力の確保に資することが期待される取組であり、一方で、障がい者にとっても、農業を通じた働く場の確保や賃金・工賃の向上に加えて、地域との交流の促進等が期待される取組です。

農福連携の一層の推進を図るため、省庁横断の会議として設置された「農福連携等推進会議」（議長：内閣官房長官）において、2024年に「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」が策定されました。同ビジョンでは、農福連携等に取り組む主体数を2030年度末までに1万2千以上とし、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることが目標とされています。

※参考：農福連携等に取り組む主体数（2024年度末時点）… 8,277件

（出典：農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html>）



地域協議会の設立の必要性

農福連携の取組主体数が増加する一方で、同じ地域にしながら農家と障害者就労施設が知り合う機会がない、農繁期に集中する農作業のニーズを地域の障害者就労施設が受けきれない等の課題が生じる地域もあるなど、地域によって農福連携の課題は異なります。

このため、今後は、農福連携の取組が多様な選択肢の一つとして地域に浸透するよう、地域単位で設立される地域協議会が主体となり、地域の実情を踏まえた仕組みづくりに取り組んでいくことが期待されます。実際に、先行的な地域においては、地域協議会が中心となって、地域の農業や福祉の関係者のネットワークづくり、地域内の農福連携の取組のルールづくり、農家と障害者就労施設のマッチング等に取り組んでおり、これによって、農福連携が地域で拡大するとともに、その取組が発展して地域のさまざまな課題解決にもつながっています。

まずは、農業や福祉の異なる立場の人たちが集まって、お互いの課題を共有しながら、地域がめざす姿について話し合っていくことが期待されます。

【参考】

・農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/noufuku_toha-37.pdf



・農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）の決定に伴う4省課長連名通知

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/noufuku_toha-38.pdf



※ 農福連携等：農福連携を障がい者だけでなく、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある人、犯罪をした人等にも対象を広げ、農福連携だけでなく、林福連携や水福連携も含んだ取組。

※ 本事例集では農福連携等は全て「農福連携」と表記します。



本事例集の位置づけ

本事例集は、農福連携の取組を地域で広げていくための手がかりとして、地域協議会の立ち上げや運営に取り組んできた地域の事例を紹介するものです。

地域協議会は、地域の状況や関係者の構成によって、その形や進め方が大きく異なります。本事例集では、特定のモデルを示すのではなく、各地域がどのような経緯で協議会を立ち上げ、どのように取組を進めてきたのかという過程に注目して事例を整理しています。

本事例集の読み方

本事例集は、最初から順番に読むだけでなく、関心のある事例や項目から読み進めても理解できる構成としています。

例えば、次のような視点で読むことができます。

✔ 行政の担当者の方

地域協議会の設立のきっかけや、関係主体の構成、行政の関わり方に注目して読むことで、自地域での体制づくりを考える際の参考になります。

✔ 農林水産業関係者の方

どのように福祉事業所とつながり、どのような作業や役割分担が生まれているのかに着目すると、取組の具体的なイメージを持つことができます。

✔ 福祉事業所や支援機関の方

農業分野との連携のきっかけや、地域の関係者との関わり方を見ることで、地域の中での取組の広げ方を考えるヒントになります。

事例ページでは、協議会の設立のきっかけ、関係者の役割、取組の特徴などを共通の項目で整理しています。複数の事例を見比べることで、地域協議会のさまざまな形や進め方を読み取ることができます。

自分たちの地域に近い状況の事例や、関心のあるポイントを手がかりに読み進めていただくことで、地域での取組を考える際の参考として活用していただければ幸いです。

02

地域協議会の主な機能

農福連携の取組を地域の中で継続・発展させていくためには、関係主体間で情報を共有し、課題を調整していく仕組みが重要になります。本事例集では、地域協議会の主な機能を次のとおり整理しました。

農福連携を「個別実践（点）」から「地域の仕組み（面）」へ引き上げられる

- ✓ 農福連携を、「一部の農家や福祉事業所の努力に依存する取組」 → 「地域として取り組む課題解決の手段」として位置づけられる。
- ✓ 就労支援、生活支援、食育、世代間交流、まちづくり施策など、既存施策と結び付けやすくなる。その結果、農福連携を「点の実践」から「面の仕組み」へ発展させていくことが可能になる。

マッチングや調整を地域の仕組みとして進めることができる

- ✓ 地域協議会があることで、
 - ・ マッチングが「個人のツテ」から「地域の仕組み」になる
 - ・ 相談や調整の窓口が明確になる
 - ・ 農家・福祉事業所が安心して参加できる
 - ・ 行政施策と現場実践がつながる
- ✓ 特定の担当者やキーパーソンだけに任せず、協議会という枠組みの中で共有・調整できるようになる。

行政が関与・参画することで継続性と安定性が高まる

- ✓ 地域協議会に市町村や都道府県が関与・参画することで、取組に公共性が担保され、単年度で終わらない継続的な仕組みにつながりやすい。
- ✓ また、新たな予算や制度を必ずしも設けなくても、既存の制度や地域資源を整理し、組み合わせることで、特に小規模自治体においては、限られた資源を有効に活かす現実的な手法となる。

関係者間の共通理解と信頼関係が蓄積される

- ✓ 地域協議会を設立することで、農業、福祉、行政、教育、民間事業者など、分野や立場の異なる主体が継続的に集まる公式な場を確保できる。
- ✓ 定期的な協議や地域内のルールづくりなどを通じて、お互いのスタンスや支援の考え方等が共有され分野を越えた信頼関係が形成される。

03

地域協議会のさまざまな形

本事例集で紹介する地域協議会は、それぞれ異なる背景のもとで形成されています。

事例の特徴	掲載事例	ページ
市町村が主体となり設立した事例	(1) ユニバーサル農業推進懇談会（愛知県岡崎市）	9
	(2) 名張市障害者アグリ雇用推進協議会（三重県名張市）	13
	(3) 大槌町障がい者就労支援地域協議会（岩手県大槌町）	17
都道府県が主導し、圏域や振興局単位で設立した事例	(4) 岐阜県各地域連携会議（岐阜県）	21
既存の会議体や組織を活用し農福連携の推進に取り組む事例（※）	(5) もりやま食のまちづくりプロジェクト（滋賀県守山市）	27
	(6) いの町農福連携研究会（高知県いの町）	31
行政以外の団体が中心となって設立した事例	(7) 熊本県農福連携協議会（熊本県）	35

（※）例として、自治体の総合的なまちづくり施策のプロジェクト会議や、地域の相談支援体制を担う自立支援協議会、重層的支援体制整備事業の会議体など、既存の仕組みと連携して取組が進められているケースがある。

【参考】自立支援協議会

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に位置付けられている、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくことおよび関係機関等の連携の緊密化を図るための協議の場のこと。

（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/service/kyougikai.html



【参考】重層的支援体制整備事業

厚生労働省が2021年度に創設した事業で、既存の制度や分野の枠組みを越えて、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としている。

（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65997.html

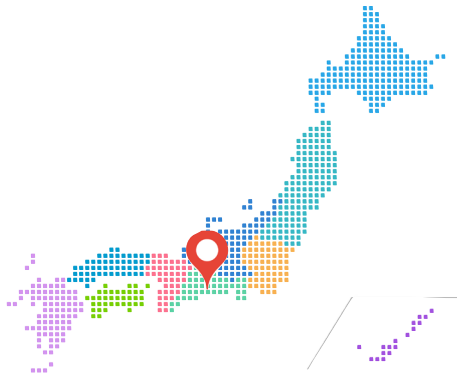


事例紹介

04-1

市町村が主体となり設立した事例

岡崎市ユニバーサル農業推進懇談会 (愛知県岡崎市)



【マルシェの様子】

1. 基本情報

設立年 2020年10月

活動エリア 愛知県岡崎市全域

2. 事例の概要

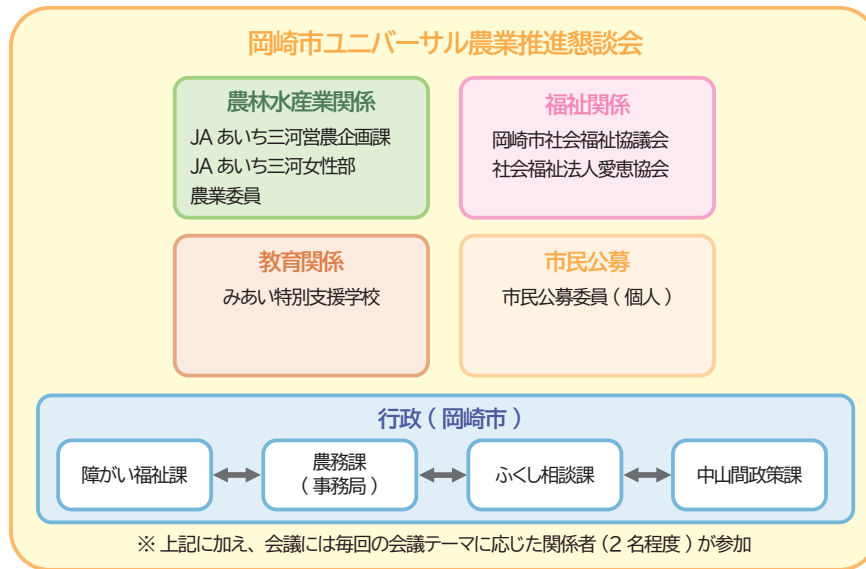
市独自で策定した「岡崎市農業振興ビジョン2030」にユニバーサル農業の推進を位置づけ、市が主体となって農業・福祉分野の関係者による協議の場を形成。行政施策と連動しながら、農福連携の推進体制を構築している。

構成団体

区分	構成団体	役割
行政	岡崎市(農務課)	事務局・農福連携の相談窓口 (マッチング)
	岡崎市(中山間政策課、障がい福祉課、ふくし相談課)	
農林水産業関係	あいち三河農業協同組合営農企画課	農福連携の相談窓口 (マッチング)
	あいち三河農業協同組合女性部 岡崎市農業委員	
福祉関係	岡崎市社会福祉協議会	
	社会福祉法人 愛恵協会 愛知県立みあい特別支援学校	
その他	市民 2名程度(市民公募で募集)	利用者・地域住民の視点



POINT! 農福連携を特定の事業や個別マッチングとして完結させるのではなく、地域全体の推進体制となるように、行政、JA、農家、福祉関係者、市民がそれぞれの役割を担いながら関わる構成としている。

取組推進
体制図

3. 成り立ち・きっかけ

岡崎市で耕作放棄地が課題となっており、その対策として福祉分野も農業の担い手となるよう農福連携の取組を始めた。2021年3月に岡崎市が策定した「岡崎市農業振興ビジョン2030」(※)の中で農福連携を重要事項として位置付け、年々減少する農業の担い手不足の解消や、市民農園や農福連携を通じて多様な人々が農業に携わる機会を増やすことを目的に、地域協議会（岡崎市ユニバーサル農業推進懇談会）を設立した。

※ 岡崎市農業振興ビジョン2030 <https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1308/026823.html>

4. 取組のプロセス

- ▶ 2019～2020年頃__課題認識と施策検討
 - ・岡崎市において、耕作放棄地が課題となっており、その対策として福祉分野も農業の担い手となるよう障がい者の就労機会確保を地域課題として整理した
- ▶ 2020年__ユニバーサル農業推進懇談会の設置
 - ・市が主体となり、ユニバーサル農業推進懇談会を設置した
 - ・農業・福祉・関係団体が意見交換を行う協議の場を形成した
- ▶ 2021年__試行的取組の開始
 - ・「岡崎市農業振興ビジョン2030」において、農福連携の方向性を位置づけた
 - ・市とJAに相談窓口を設置し、相談・支援体制を強化した
 - ・試行的な農福連携の実践を通じて、農家と福祉側双方の理解醸成とマッチングを進めた
- ▶ 2022～2023年__体制強化・連携拡大
 - ・市単独予算による「お試しノウフク補助制度」を開始した
 - ・マルシェの開催・子ども食堂の立ち上げ支援等での協働により、市の部署間でも農業と福祉の連携が進展した
- ▶ 2024年以降__施策連動と取組の定着
 - ・マルシェや体験会、情報発信などの取組を継続的に実施している
 - ・農福連携を起点に、人のつながりや地域交流が生まれ、他分野の取組へと波及する動きが見られるようになった

立ち上げに向けたポイント・留意点

- 市の農業振興ビジョンに位置付けることで、農業・福祉の両部署が関与しやすい横断的な施策として整理した
- 現場任せにせず、市が関与することで、協議の方向性や役割分担を整理しやすくした
- 出席者が対等に意見を出せる場にするため、特定分野に偏らない構成とした

5. 取組の中で直面した課題とその解決方法

協議会の目的共有と主体的な議論の形成

立ち上げ当初は、協議会の目的や役割が会議参加者に十分に伝わっておらず、議論の方向性に戸惑いが生じる場面もあった。そこで、会議の中で市から一方的に説明するのではなく、参加者が主体的に提案や発言を行う時間を意識的に設けた。対話を重ねることで課題認識のすり合わせが進み、協議会として取り組むべき内容が具体化され、実践につながっていった。

農福連携への理解醸成と JA との協働体制

農福連携に対しては、当初、障がい者を受け入れることへの不安や抵抗感を持つ農家や農林水産業関係団体も存在したが、農福連携の試行的な実施（お試しノウフク）を通じて、障がい者が一般の人と同様の作業を担うことができ、農業現場の力となっている姿を見ることで、農福連携が農業の負担軽減や人手確保につながる取組として徐々に受け止められるようになった。また、市が主体となり、JA へも相談窓口業務を委託することで、行政と JA が協働して事業を進める体制が構築され、現場との信頼関係づくりが進んだ。



【のぼり】

6. 取組の特徴と内容

開かれた懇談会運営と柔軟な参画の仕組み

年1～2回の開催を基本とし、毎回、会議テーマに応じた関係者（2名程度）に参加を呼びかけ、協議に加わってもらう柔軟な構成としている。

また、JA 女性部や地域農家、福祉事業所など、現場に近い民間の担い手が市と対等に意見を交わしながら、取組内容を検討し、実践につなげてきた点が大きな特徴である。マルシェや体験会の実施、市ホームページでの情報発信なども行い、市民に開かれた形で農福連携の理解促進を図っている。

取組を支える支援策と相談体制

農福連携への参入ハードルを下げるため、市単独予算により、2022年度から、農福連携に初めて取り組む人を対象に「お試しノウフク」として、上限4万円の補助金（工賃・交通費・資材費等）を交付

① 会議	② 研修会	③ マッチング	④ 地域ルールづくり
○	○	○	
⑤ 取組周知・広報	⑥ イベント開催	⑦ ネットワークづくり	⑧ 先進地視察
○	○	○	○

している。あわせて、市および JA に相談窓口を設置し、愛知県農福連携相談窓口とも連携して情報共有を行っている。協議会として作業単価等の地域ルールは設けず、出来高払いを基本に当事者間の合意を尊重することで、現場の実情に即した柔軟な運用を可能としている。

《取組実績》

- ・「お試しノウフク」補助制度 2024年度：7件利用
- ・農家・福祉事業所向け相談対応（市および JA の相談窓口） 2024年度：23件
- ・農作業体験・マッチング 2024年度：5件
- ・マルシェや体験会の実施
- ・市ホームページでの情報発信



7. 運営（活動）資金の状況

協議会の運営は市単独予算で賄われている。特に、「お試しノウフク」補助制度は、2022年度から市の予算で継続して実施されており、工賃や資材費等を対象に小規模な取組を後押ししている。国・県補助に依存しないことで、現場の実情に即した柔軟な運用が可能となっている。

8. 協議会があることのメリットや効果

行政が場を設けることによる安定した推進基盤

市が主体となって場を設け、農家、福祉事業所、JA など多様な関係者から提案を募ることで、幅広い意見が活動に反映される体制が構築されている。市単独予算により継続的な取組が可能となり、安定した運営基盤が確保されている点は、行政が関与する協議会ならではの効果である。関係者が安心して試行的な取組に参加できる環境が整えられている。

**「お試しノウフク（岡崎市）」
に取り組みたい農業者や福祉事業所等を募集します！**

「お試しノウフク（岡崎市）」とは？
農福連携に取り組んでみたいけど、できるかな、お試しでやってみたいな、という岡崎市の農業の方や福祉事業所等に、試行的に農福連携にかかる費用の一部を補助します。

「農福連携」とは？
農業分野と福祉分野、双方にメリットがある関係を作り上げる取り組みです。農業と福祉の連携により地域が豊かになることを目指しています！

1. 補助対象者（福祉分野内及び全業種）

① 農業者の方（以下の条件を全て満たすこと）
ア 岡崎市内に拠点を有する農業者の方。
イ 農福連携の実施を今年も検討していること。

補助対象内容内訳及び金額
農作業・農産物加工委託で新たな障がい者就労施設へ支払う額
補助上限金額 4万円
① 消費財補助事業の開始は、別途事業費の助成が補助対象となります。
② 4月を起した期については、前年度となります。

② 福祉事業所・地域団体等（以下の条件を全て満たすこと）
ア 岡崎市内の農地等で農作業をする事業所等。
イ 農福連携の実施を今年も検討していること。

補助対象内容内訳及び金額
新たな農作業・農産物加工に取り組みするための費用
補助上限金額 4万円
① 消費財補助事業の開始は、別途事業費の助成が補助対象となります。
② 4月を起した期については、事業費となります。

2. 申請受付期間
令和7年5月1日（水）～令和8年2月27日（金）（先着順）

(R7.5.1改訂)

(※事業実施開始は、事業決定日から令和8年3月6日（金）まで)
(※予算の都合上、終了時期を早める場合がありますので、ご了承ください。)

3. 申請の流れ

① 農業者の方の場合
① 様式「お試しノウフク実施計画書」を作成し、JAあいち三河本店へ提出。
② 農福連携相談窓口（※1）で、障がい者就労施設とマッチング等を実施。
・委託する農作業、農産物加工の内容の整理。
・農作業、農産物加工を担う障がい者就労施設の決定。
・必要に応じて農福連携技術支援等を実施。
・農作業、農産物加工委託契約書の締結。
③ 農作業実施。
④ 委託作業終了後、様式2「お試しノウフク実施報告書」をJAあいち三河本店へ提出。
⑤ 提出書類の内容を確認後、JAあいち三河本店から補助金の支払。
(※1) 岡崎市福祉推進課相談窓口（支店） 農産物加工推進課 農業者窓口
岡崎市福祉推進課相談窓口（JAあいち三河 豊橋支店） 豊橋支店 農業者 農業者窓口

② 福祉事業所・地域団体等の場合
① 様式3「お試しノウフク実施計画書」を作成し、JAあいち三河本店へ提出。
② 農作業、農産物加工実施。
③ 農作業、農産物加工終了後、様式4「お試しノウフク実施報告書」をJAあいち三河本店へ提出。
④ 提出書類の内容を確認後、JAあいち三河本店から補助金の支払。

4. 申請書等送付先

JAあいち三河本店 豊橋支店 豊橋支店
〒444-0218 岡崎市徳田名町南1-10 TEL. 0564-55-2994

【お問い合わせ先】
岡崎市長福連携相談窓口
JAあいち三河本店 豊橋支店 豊橋支店
〒444-0218 岡崎市徳田名町南1-10 TEL. 0564-55-2994
岡崎市長 経済振興課 農業者
〒444-0201 岡崎市王町2丁目9番地 TEL. 0564-23-6195

「岡崎市長福連携相談窓口」は、「愛知県農福連携相談窓口」と連携して農福連携を進めています。

(R7.5.1改訂)

【お試しノウフク 募集チラシ】

分野横断的な関与による具体的支援への展開

農業分野だけでなく、福祉分野を含む市の複数部署が積極的に関与することで、社会参加を望む多様な立場の人々への具体的な支援につながっている。近年は市ふくし相談課と農務課の連携が進み、農福連携の取組が地域福祉や地域づくりへと広がっている。子ども食堂の立ち上げ支援や地域交流拠点の運営といった福祉分野の取組と、農業分野の資源を結び付けることで、畑の活用や規格外野菜の活用、ボランティアの関わり方の工夫など、具体的な支援につながっている。行政内部の連携が、支援の幅を広げる効果を生んでいる。

**地産地消・農福連携
つながるマルシェ**

生産者・福祉事業所・消費者がつながる場を設けることで農福連携の推進を目的としています

【日時】
9月30日（火）
昼の部：11時30分～14時
夕方の部：16時30分～18時

【場所】
十王公園
（岡崎市役所西庁舎前）

【出展者】

○生産者
・駒立ぶどう狩り組合（ぶどう等）【昼・夕方】
・NPO法人おかざき農遊会 藤山・越山（サツマイモ等）【昼】

○福祉事業所等
・NPO法人アルクス（農福連携加工品等）【昼・夕方】
・フリースクールふらっと（サリスベースカフェのドリンク等）【昼・夕方】
・社会参加型デイサービスログ青空（駄菓子）【昼】
・社会福祉法人愛恵協会
（ほっとサポートおかざき 就労準備支援事業）（大福等）【昼・夕方】

みんなで農福連携を盛り上げよう!!

出展者紹介

（駒立ぶどう狩り組合）
シャインマスカット・巨峰等

（ログ青空）
駄菓子・手作り小物

（おかざき農遊会会員）
さつまいも・菓子等

（愛恵協会）
餅・お茶会・トオカザキ産産物販売事業
大福・大文字・奈良漬等

（アルクス）
お麦・焼き菓子
ドライフルーツティー等

（フリースクールふらっと）
ドリンク販売・ローゼルティーの試飲

フリーマーケット

【マルシェ 開催チラシ】

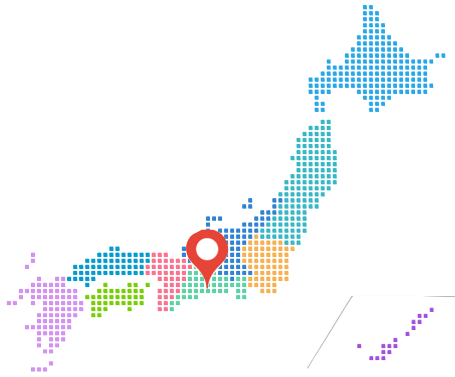
ネットワーク形成による取組の広がり波及

協議会の設置により、農家、福祉関係者、行政職員などの間にネットワークが形成され、新たな取組が生まれるきっかけとなっている。例えば、地域の産直施設にBOXを設置し、農家から出た規格外野菜を集めて子ども食堂へ月1～2回提供する取組が始まるなど、農福連携にとどまらない活動へと波及している。協議会が分野を越えた連携の土台として機能している。

04-2

市町村が主体となり設立した事例

名張市障害者アグリ雇用推進協議会 (三重県名張市)



【めばえファームで育てた野菜の販売の様子】

1. 基本情報

設立年 2009年2月

活動エリア 三重県名張市全域

2. 事例の概要

市が事務局を担い、農業・福祉・教育・学識経験者など多分野が参画する協議会を設立し、推進方針の合意形成を行っている。協議会自らがユニバーサル農園「めばえファーム」(*)を運営し、障がい者の農業分野での就労と雇用の実践につなげている。

※ 「めばえファーム」の取組については、ユニバーサル農園 事例集 < Part2 > で詳しく紹介しています。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>



構成団体

区分	構成団体	役割
行政	名張市(産業部、福祉子ども部)	事務局
	三重県 伊賀地域農業改良普及センター	
農林水産業関係	名張市農業委員、農業経営者クラブ(※1)、伊賀ふるさと農業協同組合	
福祉関係	日本園芸福祉普及協会、障害福祉関係団体(家族会(※2)、互助会等) 社会福祉法人	会長
その他	大阪教育大学・大阪総合保育大学名誉教授	副会長
	三重県立特別支援学校 伊賀つばさ学園、美旗まちづくり協議会	

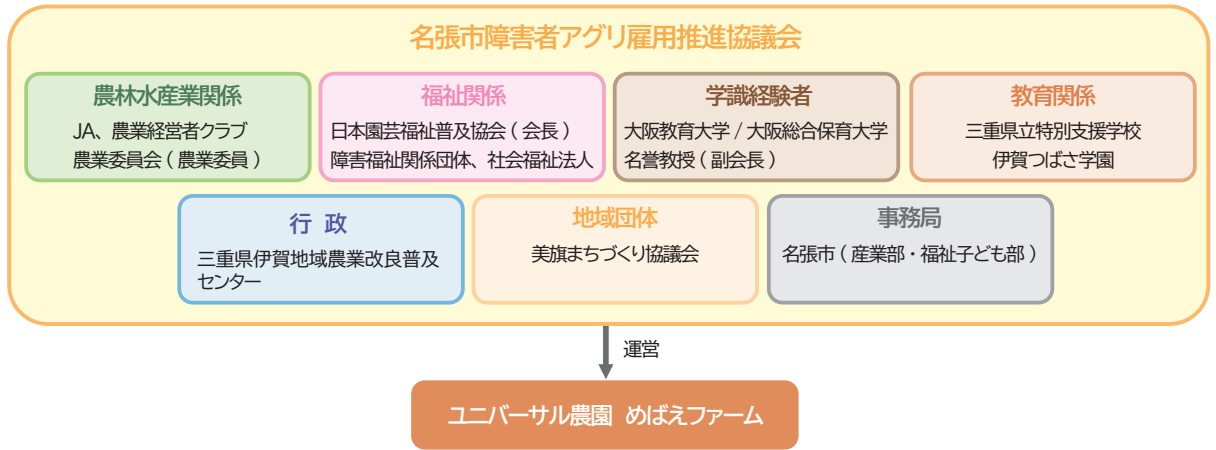
※1 地域の農業経営者が参加し、経営改善や担い手育成などを目的に情報交換や研修を行う農家組織

※2 障がい者の家族が参加し、生活や就労に関する情報交換や支援活動を行う団体



特別支援学校やまちづくり協議会が構成員に含まれており、教育現場や地域活動と連動した取組を通じて、障がい者の社会参加や地域全体への波及を意識した体制となっている。

取組推進体制図



3. 成り立ち・きっかけ

農業分野における慢性的な人手不足と、障がい者の安定した就労機会が地域内に十分確保されていないという2つの地域課題の解決を主目的に、2009年2月に設立。当時の市長が掲げていた「園芸福祉（※）」を軸とする地域づくりの理念と、民間側で園芸福祉を実践してきた当時の三重県園芸福祉ネットワーク会長（現日本園芸福祉普及協会 理事、名張市障害者アグリ雇用推進協議会 会長）の思いが合致したことが地域協議会設立の大きな契機となった。

※ 花や野菜、果物、その他の緑の栽培や育成、配植、交換・管理・運営、交流などを通じて、みんなで幸福になろうという活動等のこと
（出典：日本園芸福祉普及協会 HP）

4. 取組のプロセス

▶ 2009年 名張市障害者アグリ雇用推進協議会を設立

- ・ 農業分野の人手不足と、障がい者の就労機会不足という2つの地域課題を背景に発足
- ・ 当時の市長が掲げた「園芸福祉」を軸とする地域づくりの理念と、民間で園芸福祉を実践してきた関係者の思いが合致したことが設立の契機
- ・ 農業技術と福祉的配慮の両面を担う農業ジョブトレーナーを市独自に育成。養成講座を継続的に実施し、農業現場での受入体制を強化

▶ 2009年～2012年頃 農業分野での直接雇用を目標に試行

- ・ 障がい者を農家が直接雇用する形を目指し、複数の試みを実施
- ・ 一方で、小規模・兼業農家が中心の地域特性から、障がい者の通年雇用や継続的な仕事確保が難しいことが明確になる

▶ 2013年頃～ 方針転換：段階的就労支援へ

- ・ 雇用を前提とせず、農業体験・施設外就労を通じた段階的な支援へと転換
- ・ 農家の理解促進と、障がい者の適性把握を重視し、就労支援する取組へ移行した

▶ 2016年～ ユニバーサル農園「めばえファーム」の運営開始

- ・ 就労訓練の場として農園を位置づけ、障害者手帳の有無を問わず、ひきこもり状態の人や生活困窮者なども受け入れる体制を構築
- ・ 農作業体験を通じた社会参加の入口として機能し始める

▶ 2018年頃～ 「まちの保健室」との連携

- ・ 市内15地域に設置された「まちの保健室」（※）に相談があれば、めばえファームへの見学・体験につなげている
- ・ 就労以前の段階にある人の居場所・日中活動の場としての役割が明確化

※ 子どもから高齢者の方々の保健福祉に関する地域の身近な窓口として市が設置

立ち上げに向けたポイント・留意点

- 地域特性を踏まえ、雇用創出に固執せず、農業体験や施設外就労から関係を築く方針とした
- 設立初期から教育や地域団体も含めた構成とし、就労に限らない受け皿を協議会として確保した
- 市が事務局を担うことで、特定の農家や事業所に負担が集中しない運営体制を整えた

5. 取組の中で直面した課題とその解決方法



【市役所ロビー販売の様子】

農家の不安や負担感の解消を目指したマッチング

取組当初、農家からは「障がい者を雇用し続けられるか分からない」「仕事を安定的にお願いできない」といった不安の声が多く、雇用を前提としたマッチングが成立しにくい課題があった。福祉側においても、農業を就労先としてどう位置づけるかについて十分な事例が蓄積されていなかった。

そこで、協議会が中心となり、雇用意向アンケートや個別訪問を通じて農家のニーズを把握し、「この時期にこの作業だけお願いしたい」といった部分的な関わりを整理。施設外就労や体験的就労として切り出すことで、農家の負担感を抑えたマッチングを実現している。

6. 取組の特徴と内容

ユニバーサル農園「めばえファーム」の運営

市がユニバーサル農園「めばえファーム」を開設し、運営を協議会が担っている。就労訓練を目的とし、障害者手帳の有無を問わず、ひきこもり状態の人や生活困窮者など幅広く受け入れている。協議会の事務局は、市の福祉子ども部および産業部が共同で担い、行政内部の縦割りを越えた運営体制が構築されている。

農園の利用者は週2回農園での作業や、週1回市役所ロビーでの販売等を実施している。また、三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園の生徒の農業体験の受入れも行っている。農園での活動を経て、一般就労や、就労継続B型事業所から就労継続A型事業所へステップアップする事例も生まれている。



【めばえファームの様子】

市独自の農業ジョブトレーナー制度

市独自の農業ジョブトレーナー制度を導入し、毎年養成講座を開催して、これまでに100名を超える登録者を有している。農業ジョブトレーナーは地域の高齢者等が主であり、農園の利用者に対し、農業ジョブトレーナーがマンツーマンで指導する体制を整えている。



【農業ジョブトレーナー養成講座の様子】

雇用意向アンケートの実施

農業経営者クラブ、認定農業者等を対象に、障がい者雇用に関する意向アンケートを2024年度に実施した。アンケート後、農林部局と同行して各農家を訪問し、農家の実際の声を拾うことも行っている。その結果、人件費（直接・間接）の負担が重く通年雇用は難しい一方、「この時期にこの仕事をしてほしい」等のニーズがあること等がわかった。

こうした状況を踏まえ、今後は施設外就労の受託につながるよう取り組んでいく。

① 会議	② 研修会	③ マッチング	④ 地域ルールづくり
○	○	○	
⑤ 取組周知・広報	⑥ イベント開催	⑦ ネットワークづくり	⑧ 先進地視察
○	○	○	

《取組実績》

- ・ 障がい者就労に関する研修会 2024年度：1回
- ・ 「めばえファーム」を活用した農業体験・就労訓練利用者数 2024年度：延 351名
- ・ 農家と福祉事業所等とのマッチング支援 2024年度：4件
- ・ 農業ジョブトレーナー養成講座 2009年度から毎年1回
- ・ 雇用意向アンケートの実施 2024年度：対象者 53名・か所（うち実地訪問：6件）



7. 運営（活動）資金の状況

市から委託を受ける形で運営費に充てている。また、2018年に農林水産省農山漁村振興交付金を活用し、めばえファームの休憩・交流施設を整備。農園運営に必要な経費を公的資金で補完しつつ、作業受入や連携事業を通じて持続的な運営を図っている。



【就労推進研修会の様子】

8. 協議会があることのメリットや効果



【スーパー駐車場の花壇手入れの様子】

農業と福祉をつなぐ仕組みの充実

市が事務局を担うことで、制度間の調整機能や、構成団体の担当者が交代しても取組が途切れにくい体制が構築されている。市設置の「障害者人材センター」が相談窓口となり、協議会につなぐ仕組みが機能しており、就労以前の段階にある人も農業体験へ自然にアクセスできるようになった。

農家・福祉双方の負担を軽減する調整機能

協議会が間に入り、作業内容や条件整理を行うことで、農家は無理のない関わり方を選択でき、福祉側も個別事情に応じた支援につなげやすくなっている。

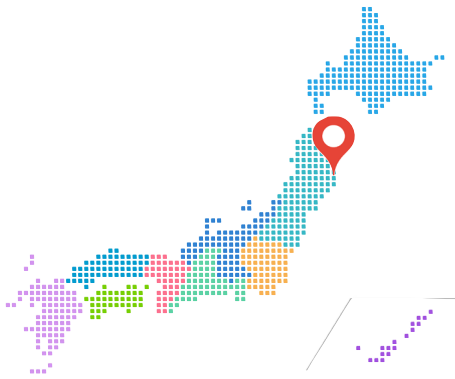


【めばえファームでの作業の様子】

04-3

市町村が主体となり設立した事例

大槌町障がい者就労支援地域協議会 (岩手県大槌町)



【障がい者と学生による漁具洗浄作業の様子】

1. 基本情報

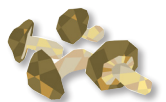
設立年 2025年2月

活動エリア 岩手県大槌町全域

2. 事例の概要

人口約1.1万人、地域には就労継続支援B型事業所が2件のみという地域。昔から漁業が中心の地域で、東日本大震災以降担い手が減少している中、町の呼びかけで漁師が福祉事業所と連携したモデルづくりを目的に、地域協議会を立ち上げた。

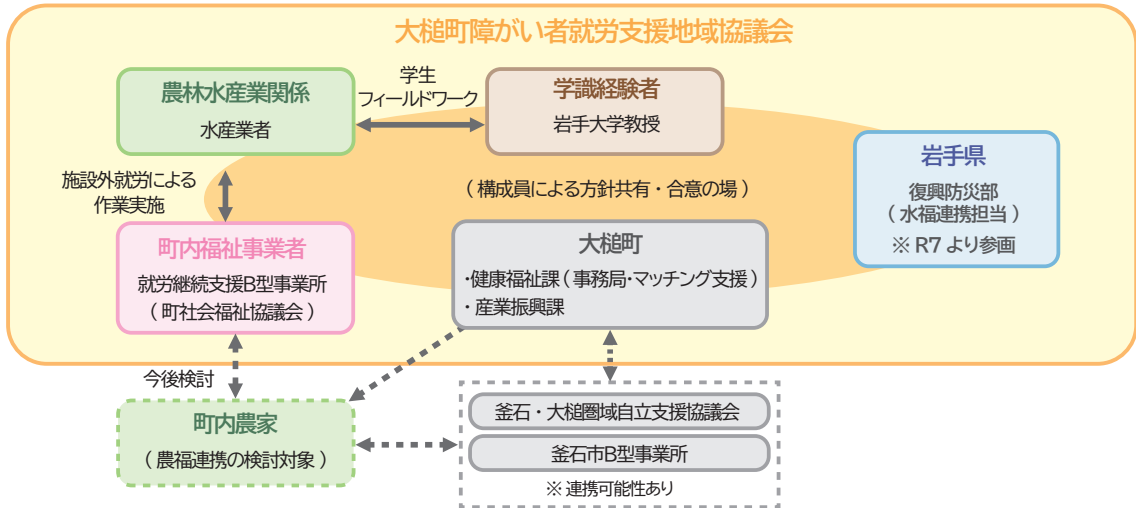
構成団体



区分	構成団体	役割
行政	大槌町（健康福祉課）	事務局・マッチング支援
	大槌町（産業振興課） 岩手県復興防災部	町の農林水産担当 県の水福連携担当
農林水産業関係	水産業者（漁師）	施設外就労・フィールドワークの受け入れ
福祉関係	就労継続支援B型事業所（大槌町社会福祉協議会）	施設外就労による作業実施
その他	岩手大学教授	アドバイザー・学生フィールドワーク実施



POINT! まず1件の水福連携の取組を実現することに焦点を当て、小規模で協議会を設立。その取組が県に届き、2年目からは県の水福連携担当が協議会へ参画することとなった。

取組推進
体制図

3. 成り立ち・きっかけ

震災以降、漁業をはじめとした一次産業の担い手不足が町の大きな課題である一方、町内で障がい者が働くことのできる福祉事業所は2か所に限られ、これまで農福連携・水福連携の取組実績はほとんどなかった。こうした中、町担当者は、担い手不足に悩む漁師からの声を受け、具体的な連携の可能性の検討を始めた。まずは1件の水福連携の取組を実現し、関係者が継続的に関わりながら、水福連携の可能性を探っていくことを目的に、町健康福祉課が中心となり、行政、生産者、福祉事業所が参画する地域協議会をゼロから立ち上げ、連携を推進する体制を構築した。

4. 取組のプロセス

▶ 2023年 地域課題の把握

- ・町の障害福祉計画の策定を通じ、次の取組や施策展開を検討する中で、農福連携や水福連携の仕組みを地域にどう適用できるか検討をはじめ
- ・漁業分野を中心とした担い手不足や就労ニーズなど、現場の課題整理を実施

▶ 2024年 地域協議会の設立準備

- ・町健康福祉課が主体となり、行政内部、生産者（漁師）、町内福祉事業所への聞き取りを行い、まずは1件の水福連携の取組を実現し、関係者が継続的に関わりながら、水福連携の可能性を探っていくことを目的に体制づくりを開始
- ・生産者（漁師）と就労継続支援B型事業所（町社会福祉協議会が運営）、大槌町の三者による設立準備会を開催

▶ 2025年 「大槌町障がい者就労支援地域協議会」発足

- ・町が主体となり、規約の作成、学識経験者（岩手大学）への協議会参画の打診、近隣自治体の状況調査等を進め、正式に地域協議会を立ち上げ
- ・構成団体には、準備会メンバーの三者に加え、町の産業振興課（農林水産担当）および学識経験者が加わった
- ・町が調整役となり、協議会構成団体の福祉事業所と地域農家のマッチングを目指し、農福連携にも取組を拡大予定
- ・県の水福連携担当が現地視察に来たことを契機に、地域協議会への参画が決定
- ・釜石市内の農福連携実績のある福祉事業所へ説明を行い、今後、広域での作業受入の可能性を検討



【第1回協議会の様子】

立ち上げに向けたポイント・留意点

- 行政が調整役を担い、生産者と福祉事業所の関係づくりを進めたこと
- まず1件の水福連携の取組の実現を目的に据え、取組の焦点を明確化したこと

地域協議会の立ち上げに密着！ — 1つの水福連携の取組から始まった大槌町の取組 —

2024年から2025年にかけて、大槌町障がい者就労支援地域協議会の協議会設立に向けた準備、協議会設立、その後の展開まで、地域協議会が形づくられていく過程に密着しました。

取組のきっかけ

大槌町で水福連携の取組が検討されるようになったのは、2023年、町の障害福祉計画の策定を通じ、次の取組や施策展開を検討する中でのことでした。町内では、震災以降の人口減少や高齢化の影響もあり、漁業や農業など一次産業の担い手不足が課題となっていました。

当初、町としては農福連携や水福連携を地域で実現できる具体的なイメージを持っていたわけではありませんでした。一方で、障害福祉分野においても、障がい者の働く場や地域との接点をどのように広げていくかが課題となっており、分野を越えた新たな取組の必要性が認識されていました。

そうした中で、地域には岩手大学の学生を受け入れるなど新しい取組にも関心を持つ若手漁業者の存在があることが分かりました。漁業者の中には新しい取組に慎重な考えもある一方で、この若手漁業者の「まずは自分が最初の事例になり、実際にやっているところを見てもらうことで関心を持つ人が出てくるのではないか」という思いが、取組を具体化する契機となりました。

地域協議会の立ち上げ

こうした動きの中で、町健康福祉課では、水産分野に関わった経験を持つ担当者が中心となり、地域の漁業者との関係性や現場の状況を踏まえながら、「まずは1件の取組を実際に動かしてみる」という判断がなされました。

町が関係者をつなぐ役割を担い、漁業者と福祉事業所を結びつける調整が進められたことで、水福連携の取組が具体的に動き出しました。こうした取組を進める中で、この取組を持続可能な仕組みとして確立していくため、関係者が継続的に情報共有や検討を行う場の必要性が認識され、地域協議会の設立へとつながりました。

協議会は新しく設けられた組織であると同時に、地域の関係者がこれまで築いてきたつながりを基盤とした協議の場にもなっています。取組と協議が並行して進められていった点が、大槌町の立ち上げプロセスの特徴といえます。



【漁具洗浄作業の様子】

大槌町担当者コメント

水福連携については当初、地域でどのように進められるか明確なイメージがあったわけではありませんでしたが、関係者との雑談の中から、まずはできる範囲のものを試しに始めてみようかとのことで取り組んでみました。

実際に取組が動き出すことで、課題が洗い出され、情報共有や相談を行う場の必要性が生じ、諸々を共有する場を設けたことで、関係者間の理解が促進され、地域協議会の立ち上げにつながったと感じています。



試行的なマッチング

地域協議会の第1回会議の後、比較的早い段階で試行的な取組が行われました。町内の就労継続支援B型事業所の支援員が利用者を連れて漁業者の現場を訪れ、土嚢袋の付着物除去やホタテ養殖ロープの作業に取組ました。利用者にとっては初めての環境で緊張も見られましたが、大きな問題なく作業を終えることができました。

受入れを行った漁業者は学生の受入れ経験もあり、丁寧な作業指示を行うことができたことも、円滑な実施につながった要因です。福祉事業所側には、仕事の受注が不安定で利用者に十分な作業機会を提供できないという課題があり、漁業者側にも「一人でもできないわけではないが、誰か一人でもいてくれたら助かる作業が多い」といったニーズがありました。実際のマッチングを通じて双方のニーズが具体的に共有され、継続的な作業受委託に向けた調整が進みました。

現場での経験は、関係者にとって水福連携を具体的な取組として理解する機会となりました。協議会での議論だけでは見えにくい課題や可能性が、実際の作業を通じて共有され、小さな成功体験として次の取組・展開につながっていきました。

立ち上げ後の展開

地域協議会の設立後も、水福連携に加え農福連携の可能性が検討されています。町内の関係者による取組の積み重ねに加え、県との協力関係の形成や近隣自治体・圏域へのアプローチなど、活動は少しずつ広がりを見せています。

2025年10月に県の水福連携担当者による現地視察が行われた際には、大学の教員と学生が現場を訪れているタイミングと重なり、関係者が一堂に集まる機会となりました。現場の取組を共有することで、地域内だけでなく県との連携の可能性も見えてきました。

また、町内の農家と福祉事業所を地域協議会の場をつなぐことや、近隣地域の福祉事業所との農福連携の可能性についても検討が進められています。圏域での展開を視野に入れた取組が少しずつ動き始めています。

取組を重ねながら関係者の理解を深める形で進められており、その積み重ねが、地域協議会の活動の広がりにつながっています。

立ち上げ後の展開

地域協議会の設立準備段階から継続的に関わる中で見えてきたのは、地域課題への問題意識を持つ関係者の存在と、人と人との関係性の重要さでした。制度や体制の整備だけでなく、実際の取組を通じて信頼関係が形成されていく過程が、地域協議会の立ち上げを支えていました。

小さな取組を積み重ねながら関係者の理解を深めていくプロセスそのものが、地域協議会を形づくっていく重要な要素となっています。地域の実情に応じて連携の形を模索していくことの重要性が、今回の密着を通じてあらためて確認されました。

特に、大きな体制づくりから始めるのではなく、まず1件の取組に行政が関わりながら可能性を確かめていく進め方は、地域協議会の立ち上げを検討する他地域にとっても参考となる視点といえます。

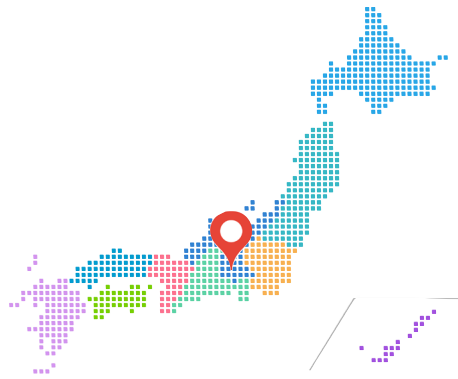


【県・漁師・町による打合せの様子】

04-4

都道府県が主導し 圏域や振興局単位で設立した事例

岐阜県各地域連携会議 (岐阜県)



【マッチング産地説明会の様子】

1. 基本情報

設立年 2020年

活動エリア 岐阜県全域

2. 事例の概要

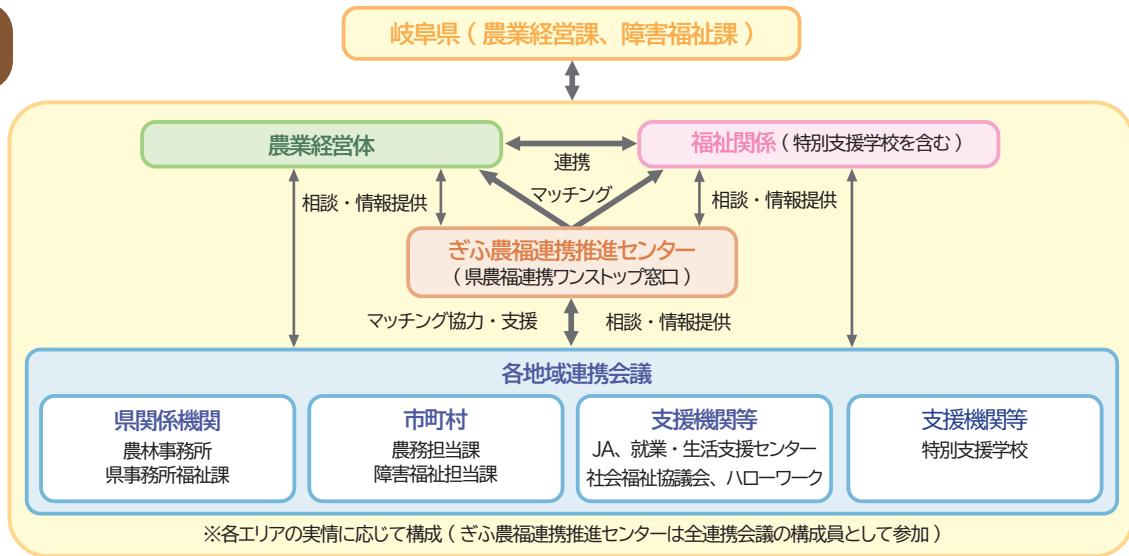
農業と福祉の関係者が地域で連携しやすい体制づくりを目的に、県内10カ所の県農林事務所単位で地域連携会議を設置し、県が関与しながら農福連携の推進を行っている。現地の農林事務所や普及指導員を軸に、地域の実情に応じた取組を積み重ね、県内での横展開につなげている。

各地域連携会議の構成団体

区分	構成団体	役割
行政	各農林事務所、各県事務所福祉課（県の現地機関）	事務局
	各エリアの市町村（農務担当課、障害福祉担当課）	
県農福連携 ワンストップ窓口	ぎふ農福連携推進センター （一般社団法人 岐阜県農畜産公社）	全体統括・マッチング支援
農林水産業関係	各エリアの JA	
福祉関係	各エリアの障がい者就業・生活支援センター	
その他	各エリアの特別支援学校	



POINT! 上記表に加え、各エリアの実情に応じて、社会福祉協議会、ハローワーク、障がい者総合支援推進会議 就労・雇用支援部会などが構成団体となっている。

取組推進
体制図

3. 成り立ち・きっかけ

岐阜県では、県の農業部局と福祉部局がそれぞれ独立して農福連携に関する施策を進めてきたが、本格的に推進するため、2018年に県として初めて両分野を横断する農福連携の専用窓口を設置したことが、農福連携推進の出発点となった。その後、県庁主導の体制のみでは、農家・福祉事業所双方のニーズをきめ細かく把握し、具体的なマッチングにつなげるのが難しいという課題が顕在化し、2020年に県内10か所の県農林事務所農業普及課が事務局となり、各農林事務所単位で「地域連携会議」を設置した。

4. 取組のプロセス

▶ 2018年_ワンストップ窓口の設置

- ・一般社団法人岐阜県農畜産公社が運営するぎふアグリチャレンジ支援センター内に「農福連携推進室」を設置（ぎふ農福連携推進センターの前身）
- ・農福連携に関するワンストップ窓口として、農家・福祉事業所からの相談対応やマッチング支援を開始

▶ 2019～2020年_個別支援と人材育成の開始

- ・農家と福祉事業所のマッチング支援を、県レベルで個別対応として実施
- ・県独自の農業ジョブコーチ養成講座を開始し、農福連携の専門人材の育成に着手
- ・マッチング支援と人材育成により農福連携の実践事例が県内各地で徐々に蓄積される

▶ 2020年_地域連携会議の設置

- ・地域ごとの農業や福祉の状況を踏まえた取組を進めるため、県下10か所の農林事務所単位で地域連携会議を設置
- ・市町村、JA、福祉関係機関、特別支援学校等が参画する地域単位の推進体制を構築

▶ 2022～2024年_地域連携会議を核とした展開

- ・県の農福連携の方向性を整理した「ぎふ農福連携アクションプラン」を策定（2022年4月）
- ・地域連携会議を通じた情報共有や課題整理を継続的に実施
- ・農林事務所の普及指導員等が日常業務の中で農福連携を担う体制が定着
- ・マッチング件数や取組主体数が増加し、地域主導の取組として定着

▶ 2024年～_ぎふ農福連携推進センター開設

- ・更なる農福連携の推進に向け、一般社団法人岐阜県農畜産公社内にぎふ農福連携推進センターを開設

立ち上げに向けたポイント・留意点

- 県が主導し、農福連携の推進窓口を明確に設置した
- 人材育成とマッチングを並行して進め、実績を蓄積した
- 地域単位の協議の場を設けるため地域連携会議を設置し、現場で農福連携を推進する体制に移行した

5. 取組の中で直面した課題とその解決方法

地域ごとに異なる実情を一律に把握できない難しさ

岐阜県内では、地域ごとに農業構造や福祉資源が大きく異なり、農福連携の進捗や課題にもばらつきが生じていた。県の窓口のみで対応する体制では、個々の地域事情を十分に把握できず、支援やマッチングが停滞する場面があった。この課題に対し、農林事務所単位で地域連携会議を設置し、県の窓口である「ぎふ農福連携推進センター」が各地域連携会議の構成員として継続的に関与し、助言や調整を行う体制を構築。設置要領や構成団体を各地域連携会議で統一せず、各地域の実情に合わせた内容としたことで、地域ごとの課題に応じた対応が可能となった。



【室内検討会の様子】

地域連携会議と現地機関を軸にした運用改善

農福連携を進めるうえで、普及指導員や関係職員が日常業務の中で把握している農家の状況や作業ニーズが、十分に連携に活かされていないという課題があった。そこで、地域連携会議の構成員として普及指導員等が参画し、農業現場の情報を福祉側と共有する仕組みを整備。現場感覚を踏まえたマッチングや調整が進み、実践につながる農福連携が展開されている。

6. 取組の特徴と内容

**農業と福祉が連携
農福連携でより良い社会を築く**

岐阜県
ぎふ農福連携推進センター
ぎふ農福連携推進センター

農福連携とは？

農業分野における障がい者の活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組みです。岐阜県内では、約250の団体・事業者が農福連携を実践しています。県では、ワンストップ総合窓口として、「ぎふ農福連携推進センター」を設置。誰もが生き生きと可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現を目指し、農福連携を推進しています。

さまざまな農業×福祉(ノフク)のカタチ

農業経営者が障がい者を直接雇用
農業者 → 障がい者

JA等の中間支援組織がマッチングし、受委託契約
農業者 ↔ 福祉事業所

福祉事業所等が農業に参入
福祉事業所 → 農業者

特別子会社が障がい者を雇用し、農業に参入
特別子会社 → 農業者

ノフクを体験！

11月29日はノフクの日です！
【ノフクの日】イベント開催！

- 岐阜県庁/ノフク食材を使った特別メニュー・ノフク商品の販売
- 岐阜県庁2階 食室および物販スペース 2025年11月21日(金)
- アンテナショップ PR&及びノフク商品の販売
- GIFTS PREMIUM 2025年11月24日(月・祝)～12月7日(日)

ノフクを応援！

知って応援！ 食べて応援！
ぎふノフクサポーターを募集しています！

県内の「農福連携」で生産された農産物、加工品等(ノフク商品)を積極的に取り扱い、農福連携を応援しましょう！

農福連携の事例

【ノフクアワード2024】を受賞
株式会社 JAぎふはつぴいまるけ

障がい者が生き生きと自分らしく
社会福祉法人 ぶなの木福祉社会

岐阜市 企業参入型

郡上市 福祉主軸型

JAは100%出資の特別子会社として、農家や組合員と共に、より良い地域づくりを目指しています。特別支援学校の実習生を受け入れるほか、障がい者向けの体験農園(まるけいあーむ)をはじめとした、ユニバーサル体験農園を開発しています。多様な業務があるなか、個人の特性に合わせた作業に従事してもらうことで、責任感とやりがいが生まれ、雇用定率の向上につながっています。JAびん女性部から製法を引き継いだ「まめなかな味噌」は、JAびん農産物売所「おんさい広場」の各店舗で販売しています。

※1) 障がい者の就業機会創出が促進されることにつなぐための取組

農福連携に関する問い合わせ・相談はこちらへ

一般社団法人岐阜県農産物産社 ぎふ農福連携推進センター
岐阜県郡上市5-14-12(岐阜県シタナクタンク併設2階) TEL.058-215-1503

ウェブサイト Instagram

【県広報で取組をPR】

ワンストップ支援体制の構築

ぎふ農福連携推進センターが県の窓口として各地域連携会議の構成員となり、農福連携に関する相談対応や情報提供、マッチング支援をワンストップで実施している。農家・福祉事業所双方が分野を意識せず相談できる体制を整えることで、取組への心理的ハードルを下げ、農福連携の入口として機能している。

地域連携会議による実情に即した推進

県内10カ所の農林事務所単位で設置された地域連携会議には、市町村、JA、障がい者就業・生活支援センター、福祉事業所、特別支援学校等が参画している。地域ごとの農業構造や福祉資源を踏まえた情報共有や協議を行うことで、画一的でない、地域実情に即した農福連携の推進を可能としている。

研修・事例共有・現場体験を通じた実践力の底上げ

各地域連携会議では、研修会や事例発表に加え、農福連携の実践現場の見学・体験・視察などを実施し、農家・福祉関係者が具体的な取組を共有できる機会を設けている。ぎふ農福連携推進センターと地域連携会議が連携し、こうした学びの場を通じて、実践につながる農福連携の展開を進めている。

① 会議	② 研修会	③ マッチング	④ 地域ルールづくり
○	○	○	
⑤ 取組周知・広報	⑥ イベント開催	⑦ ネットワークづくり	⑧ 先進地視察
○	○	○	○

《取組実績》

- ・農福連携推進に関する研修会・意見交換会の実施（普及指導員・関係機関向け研修等）
- ・農家と福祉事業所等のマッチング支援 2024年度：31件
- ・岐阜県農業ジョブコーチの育成 2024年度：11名



7. 運営（活動）資金の状況

地域連携会議の運営に係る経費は、県予算により措置されている。各農林事務所が年度当初に活動計画を作成し、計画に基づき、会議開催費、講師謝金、旅費、視察費等が配分される仕組みとなっており、計画的な運用により継続的な活動が可能となっている。

8. 協議会があることのメリットや効果

継続性を担保するための制度的な位置づけ

地域連携会議は、設置要領に構成員、目的、役割分担を明記した上で運営されており、行政等の担当者が交代した場合でも、会議の位置づけや運営方法が引き継がれる仕組みとなっている。これにより、農福連携が一過性に終わらず、継続的に推進されている。

日常業務に波及する連携の促進

定期的な会議を重ねることで関係者間に顔の見える関係が生まれ、会議以外の場面でも自然な情報共有や相談が行われるようになった。これにより、マッチングや新たな取組が日常業務の延長として生まれやすくなっている。



【農業ジョブコーチ認定証交付式の様子】

地域課題と農福連携の接続

市町村が参画することで、生活困窮、就労支援、障害福祉などの地域課題と農福連携を結び付けた支援が可能となっている。農福連携を単独施策とせず、地域課題解決の一手段として位置づけられる点が、大きな効果となっている。



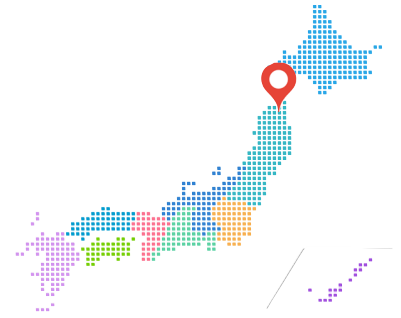
【現地視察の様子】

Topic !

地域単位の活動を契機に県全体の推進体制を構築した事例 — 青森県 —

岐阜県（p21～24）のように、都道府県が主導して市町村や圏域単位の協議会や連携の場を位置づける体制は、他の都道府県においても見られます。青森県では、地域単位の活動を契機として県全体の推進体制が形成されてきた点に特徴があります。本トピックでは、県段階の推進会議と地域段階の連絡会議が連動する体制と、その形成過程を紹介します。

青森県ユニバーサル農業推進会議



基本情報

設立年 2022年7月

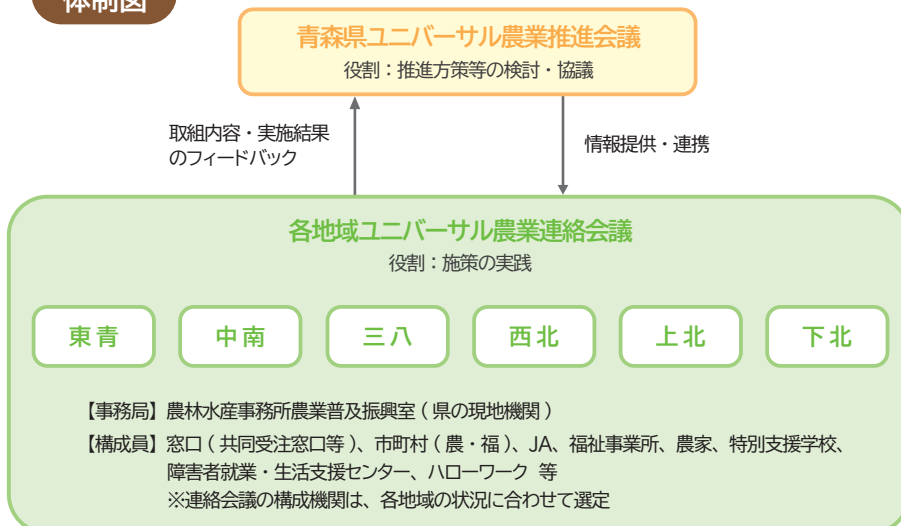
活動エリア 青森県内全域（圏域単位で展開）

事例の概要

青森県では、農業と福祉（障がい者）が連携する農福連携に、林業、水産業を加え、障がい者のほか、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある方などにも対象を広げた取組をユニバーサル農業と定義している。

県段階に「青森県農福連携推進会議（現：青森県ユニバーサル農業推進会議）」を設置し、その下に圏域ごとの連絡会議を位置づける体制により、農福連携の推進が図られている。県段階では、取組の推進方策等について検討・協議し、各地域において施策を実践している。

取組推進体制図



県段階の取組

2023年度第2回青森県農福連携推進会議
（青森県ユニバーサル農業推進方策について検討）



地域段階の取組

2025年度三八地域ユニバーサル農業現地検討会
（福祉事業所職員向け、にんにく出荷調整の作業体験）

体制形成のプロセスと特徴

▶～ 2021年_現場主導の取組が点在

- ・農福連携の取組は、2011年度に三八地域の事業としてスタートし、共同受注窓口による農作業の受委託調整や作業マッチングの実践など先行的な取組が進められた
- ・2014年度には、県内全域を対象に、障がい者が農作業を体験するモデル実証などを実施し取組を拡大

▶ 2022年_「青森県農福連携推進会議」の立ち上げ

- ・県では、農福連携の取組を加速するため、現状と課題を整理し、推進方向等について、関係者が協議する場として、「青森県農福連携推進会議」を設置
- ・各地域では、関係者が情報共有を図り、マッチングを促進するため、連絡会議を設置し、研修会による取組紹介や作業体験会などを実施
- ・県全体を視野に入れ、農業分野の担い手不足と福祉分野の就労機会確保を一体的に進める推進体制が整備された

▶ 2024年以降_ユニバーサル農業の推進

- ・2023年度の推進会議において、「生きづらさを感じている方なども対象としてほしい」と意見があり、農福連携の取組を発展させ、障がい者をはじめ、生きづらさを感じている人、高齢者を含む多様な人々が従事できる農林水産業を実現するため、「青森県ユニバーサル農業推進方策（方策期間：2024年度～2028年度）」を策定
- ・2024年度、推進会議の名称を「青森県ユニバーサル農業推進会議」に変更

地域の実践を契機とした体制形成

青森県の取組の特徴は、地域での実践やネットワーク形成が先行し、その蓄積を踏まえて県全体の推進体制が整理されてきた点にある。特に三八地域では、福祉事業所間の連携や共同受注の取組が進められており、こうした現場の動きが県段階の体制構築につながっていった。

県は地域の取組を単に支援するだけでなく、連絡会議を通じて情報共有や課題整理を行い、地域間の連携や横展開を促進している。地域で生まれた実践を県全体の取組として整理し、持続的な推進体制として位置づけている。

県段階推進会議の役割

青森県ユニバーサル農業推進会議では、県内における農福連携の方向性や推進方策について検討・協議を行っている。県段階の会議体が全体の方向性を共有することで、地域段階の取組が個別の実践にとどまらず、県全体としての推進につながる仕組みが構築されている。

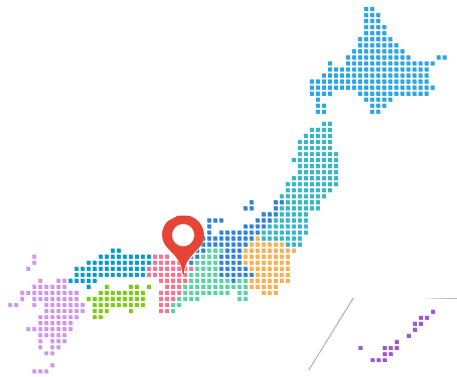


県が推進体制を整備する際には、制度設計から段階的に体制を構築する方法だけでなく、地域で生まれた実践やネットワークを基盤として県全体の仕組みに発展させていく進め方も考えられる。青森県の取組は、地域と県の双方の役割を生かしながら推進体制を形成していく一つのあり方を示している。

04-5

既存の会議体や組織を 活用して 農福連携の推進に取り組む事例

もりやま食のまちづくりプロジェクト (滋賀県守山市)



【さつまいもの収穫体験の様子】

1. 基本情報

設立年 2013年5月

活動エリア 滋賀県守山市全域

2. 事例の概要

既存の「食のまちづくりプロジェクト」の中で、食育や子ども食堂支援、ひきこもり支援と農業を結び付け、就労に限定しない段階的な社会参加の場として農福連携を展開している。

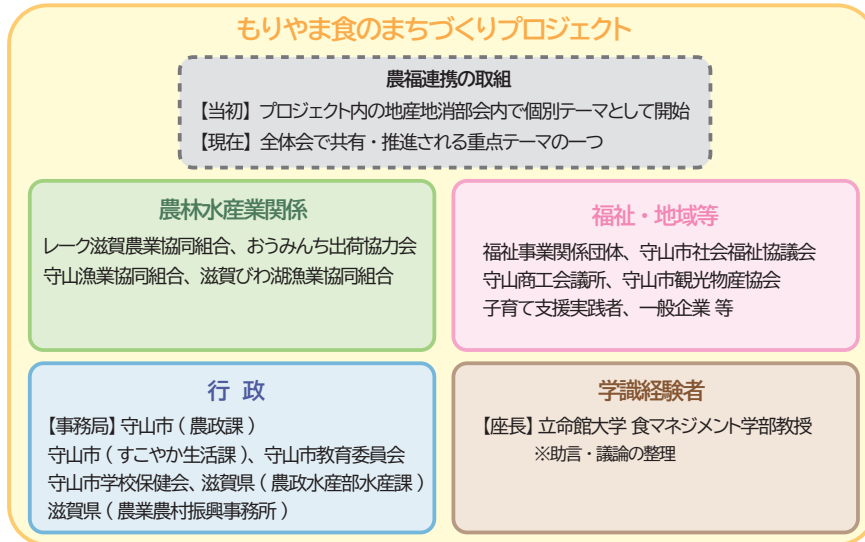
構成団体

区分	構成団体	役割
行政	守山市（農政課）	事務局
	滋賀県（農政水産部水産課、農業農村振興事務所） 守山市（すこやか生活課） 守山市教育委員会、守山市学校保健会	
農林水産業関係	レーク滋賀農業協同組合、おうみんち出荷協力会 守山漁業協同組合、滋賀びわ湖漁業協同組合	生産現場や販路の知見を提供
福祉関係	福祉事業関係団体 守山市社会福祉協議会	福祉的視点からの助言や関係団体との接続役
その他	守山商工会議所、守山市観光物産協会 子育て支援実践者、一般企業等	
	立命館大学食マネジメント学部教授	座長、委員



POINT! 行政に加え、農業・漁業協同組合、商工・観光団体、社会福祉協議会、子育て支援実践者、大学研究者等、多様な主体が参画している点が特徴。一次産業から流通・消費、福祉・教育までを包含し、農福連携を「食」を軸とした地域全体の取組として推進できる体制を構築している。

取組推進
体制図



3. 成り立ち・きっかけ

2013年に発足した本プロジェクトは、農業の6次産業化を背景に、行政、JA、商工会議所、大学等が連携し、地域資源を生かした産業振興と市民生活の質の向上を目的とする枠組みとして始動した。当初は農業振興や地産地消、食育の推進を主軸とし、農福連携を目的とした取組ではなかった。

その後、2020年頃から子ども食堂支援を契機に地域福祉との接点生まれ、社会福祉協議会が参画。農業を「生産の場」だけでなく、「人と人がつながる場」「段階的な社会参加を支える場」として捉える視点が加わり、農福連携の取組がプロジェクトの中で位置づけられるようになった。プロジェクトは、全体方針を共有する全体会と、テーマ別に検討を行う部会で構成されており、農福連携はプロジェクト内の地産地消部会の取組として展開されてきた。取組内容の広がりを受け、2025年度からは、農福連携を特定部会に限らない横断的テーマとして、プロジェクト全体会で扱う位置づけに変更された。

4. 取組のプロセス

▶ 2013年頃「もりやま食のまちづくりプロジェクト」発足

- ・6次産業化、地産地消、食育を中心に事業を展開
- ・行政、JA、商工会議所、大学等が参画し、多分野連携の基盤を形成
- ・市民が農業に関わる施策や取組が継続的に実施され、行政・農家・市民が連携する土台が形成されていった

▶ 2020～2022年 福祉との接点拡大と農福連携の芽生え

- ・子ども食堂支援を契機に地域福祉との接点生まれ、社会福祉協議会が参画
- ・食育事業として農作業体験・収穫体験を実施し、農業を社会参加の場として活用
- ・農福連携が地産地消部会の取組として実質的に展開され始める

▶ 2023～2024年 段階的な社会参加の場としての定着

- ・ひきこもり支援と連動した農園体験を継続的に実施
- ・就労に限定しない支援として農業を活用する取組が定着
- ・農福連携がプロジェクト内で共有されるテーマとして認識される

▶ 2024年 全体会への位置づけと横断テーマ化

- ・農福連携を地産地消部会からプロジェクト全体会で扱うテーマへ移行
- ・食・農・福祉・地域づくりを横断する取組として整理
- ・守山市の地域施策の一部として位置づけられる

立ち上げに向けたポイント・留意点

- 既存のプロジェクト（食・地産地消施策）の中に農福連携を位置づけた
- 農業分野での就労を前提とせず、農業体験や交流を通じた段階的な社会参加を重視した
- 福祉、子育て支援、地域づくりなどの関係者が、会議への参加や情報共有など、負担の少ない関わり方から参画できる体制とした

5. 取組の中で直面した課題とその解決方法

就労に直結しない農業参加の整理

本プロジェクトにて農福連携の取組を開始した当初は、就労や雇用に直結する農福連携が成立しにくい実態があった一方、体験や交流を通じた農との関わりは継続的に行われてきた。そこで本プロジェクトでは、当初から就労・雇用を目的に据えるのではなく、農業を通じた社会参加や関係づくりを重視する取組として整理した。

農福連携を単独事業にしない

農福連携を独立した事業として進める場合、参加者や関係者の裾野が広がりにくく、継続的な展開が難しいという構造的な問題があった。このため、既存の「食のまちづくり」や食育、交流事業の枠組みに農福連携を組み込み、日常的な地域活動の延長として実施することで、無理のない参加と継続的な関係づくりを可能としている。



【子ども食堂支援の食材提供の様子】

6. 取組の特徴と内容



【ブロッコリーの収穫体験の様子】

既存のプロジェクトを基盤とした展開

守山市の農福連携は、新規事業としてではなく、市が全体施策として進めてきた「食のまちづくりプロジェクト」という既存の枠組みを活用して始まった点が大きな特徴である。農業、商工、教育、福祉など多分野が参画するプロジェクトの中に位置づけることで、特定分野に閉じない連携が可能となり、農福連携を地域づくりの一要素として扱える体制が形成されている。

食育・地域交流事業に組み込まれた参加しやすい仕組み

農業体験や収穫体験を、食育や地域交流の一環として実施し、参加にあたって特別な条件を設けていない点が特徴である。農福連携として前面に出すのではなく、誰でも参加できる事業の中に組み込むことで、支援する・される関係ではなく、市民の一人として農に関わる「自然な参加の形」を大切にしている。

福祉支援と農業をつなぐ実践の場

社会福祉協議会と連携し、ひきこもり支援など福祉的支援の一環として農園体験を位置づけている。農業を就労の場に限定せず、安心して関われる活動の場として活用することで、福祉単独では届きにくい層への支援につながっており、現場実践を通じた農福連携が進められている。

① 会議	② 研修会	③ マッチング	④ 地域ルールづくり
○	○		
⑤ 取組周知・広報	⑥ イベント開催	⑦ ネットワークづくり	⑧ 先進地視察
○	○	○	

※ 本プロジェクトで行う農福連携に関する取組で該当するもの

《取組実績》

- ・プロジェクト全体会の開催 2024年度：年2回程度
- ・農作業体験・収穫体験等の食育・交流イベントの実施 2024年度：2回実施
- ・ひきこもり支援と連動した農園体験の実施 2024年度：月4回程度の継続実施
- ・子ども食堂等への地元農産物の提供 2024年度：関係団体と連携し10回実施



7. 運営（活動）資金の状況

活動資金は、市の一般財源を基本としつつ、県補助金や民間財団助成金等を組み合わせて確保している。事業ごとに必要な財源を柔軟に組み立てることで、食育事業、子ども食堂支援、農園体験などを継続的に実施している。単年度事業に依存せず、複数の財源を活用することで、取組内容に応じた運営が可能となっており、安定的な事業継続につながっている。



【子ども食堂支援（トウモロコシ食育）の様子】

8. 協議会があることのメリットや効果

農業を多様な関わりの場として捉える視点の共有

協議会を通じて、農業を就労に限らない社会参加の場として捉える視点が共有された。参加者の状況に応じ、協議会で調整しながら、単発参加や見学、短時間参加など柔軟な関わり方を可能としている。

食・地域交流と農福連携が分断されない運営

食育や子ども食堂支援、交流事業などと農福連携を一体的に展開できている点も、既存の枠組みを活用したことの効果である。農業体験が日常的な地域活動の一部として位置づけられていることで、継続した取組が実施できている。

日常業務や他施策への波及

協議会での議論や実践が、関係者の日常業務や他の地域施策にも波及している。農福連携の考え方が共有されることで、個別事業にとどまらない形での連携や支援の広がりが生まれている。



【大農地でリフレッシュの様子】

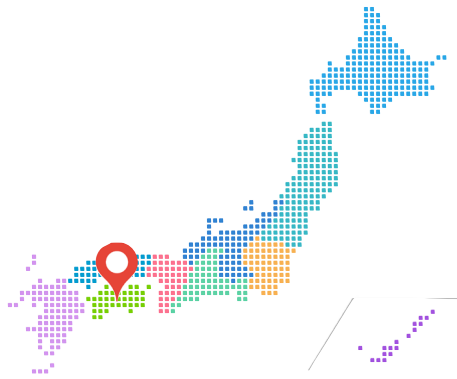


【びわ湖でリフレッシュ！の様子】

04-6

既存の会議体や
組織を活用して
農福連携の推進に取り組む事例

いの町農福連携研究会 (高知県いの町)



【農福市場の様子】

1. 基本情報

設立年 2021年

活動エリア 高知県いの町全域

2. 事例の概要

ひきこもり支援や生活困窮支援、自殺対策等を議論する自立支援協議会を基盤として、研究会を設置。個別ケースの検討や支援の方向性の共有を行う中で、農業活動を通じた社会参加の手法として農福連携を位置づけ、展開している。

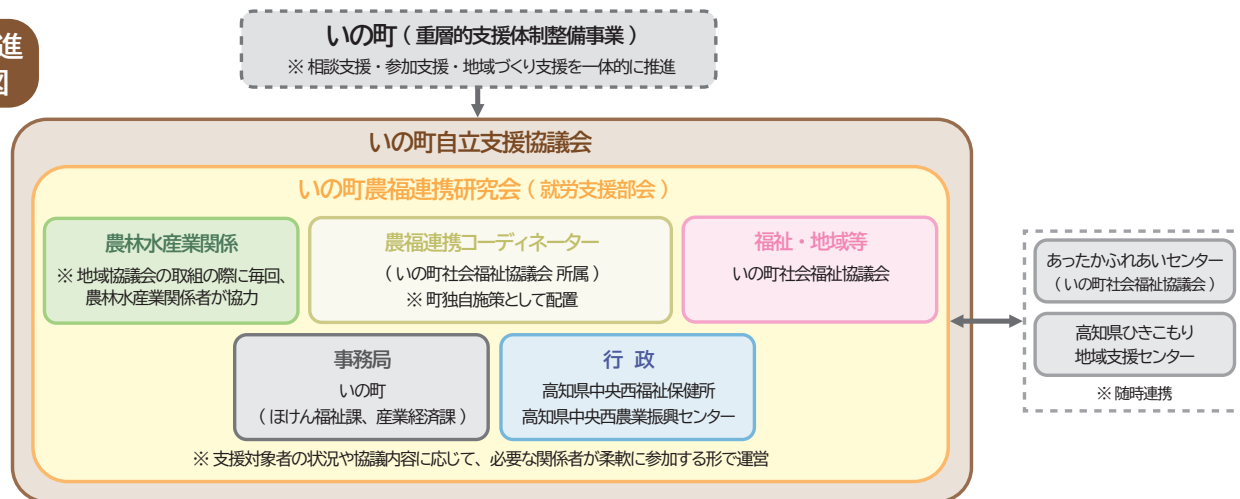
また、町独自の農福連携コーディネーター（町社会福祉協議会所属）を配置し、制度の狭間にある人を対象に分野横断型の支援を展開していることも特徴である。

構成団体

区分	構成団体	役割
行政	いの町（ほけん福祉課、産業経済課）	事務局
	高知県中央西福祉保健所 高知県中央西農業振興センター	
農林水産業関係	※地域協議会で進める取組の際には、毎回、農林水産業関係者が協力しており、実質的に活動している。	活動協力
福祉関係	いの町社会福祉協議会	



町と社会福祉協議会が中心となって、町独自の農福連携コーディネーターを配置。農業・福祉・行政が分野横断で参画し、個別事例に応じて関係者が柔軟に連携する体制を構築している。

取組推進
体制図

3. 成り立ち・きっかけ

いの町における農福連携の取組は、農福連携を目的として始まったものではなく、ひきこもり、生活困窮、就労困難など、複合的な生きづらさを抱える人への支援をどのように地域で支えるかという課題意識を出発点としている。町では2011年頃からひきこもり支援に継続的に取り組んできたが、既存の制度や支援の枠組みだけでは対応が難しいケースが増加し、分野横断的な検討の必要性が高まっていた。こうした中で、高知県の安芸地域における農福連携の先行事例を視察・研究し、社会参加や就労への「出口支援」の一つとして農業分野を活用する可能性が検討されるようになった。

その結果、福祉施策として地域課題把握と支援方針を検討する町の自立支援協議会の中で、産業分野も加えた新たな協議の枠組みとして、就労支援部に本研究会を位置付ける形で、2021年度に発足した。2024年度からは、町が福祉施策である重層的支援体制整備事業を本格的に開始したことに伴い、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に進める体制の中で、本研究会の役割がより明確化されている。

4. 取組のプロセス

▶ 2018年_高知県安芸地域の取組との出会い

- ・自殺対策に関する研修会を通じて、安芸地域における自殺対策の取組と、その過程で生まれた農福連携の事例を知る
- ・農福連携を「生きづらさを抱える人への支援」の一手法として捉える視点を共有

▶ 2019～2020年_先行事例の視察と検討

- ・福祉的支援につなげるため、安芸地域の農福連携の取組を視察
- ・農業を社会参加や就労準備の場として活用するための検討を開始

▶ 2021年_いの町農福連携研究会の発足

- ・自立支援協議会における個別ケースの検討や支援方針の議論を通じて、就労に限らない社会参加の場として農業を活用する必要性が共有され、研究会を発足
- ・町産業経済課、ほけん福祉課が事務局となり、町社会福祉協議会、県中央西福祉保健所、県中央西農業振興センターが参画

▶ 2022～2023年_運営体制の整備

- ・安芸地域で農福連携に取り組む福祉事業所等と連携し、受入体制を整備（町が主導し就労系福祉事業所を誘致）
- ・農業体験・仕事体験の実施が本格化
- ・町独自の農福連携コーディネーターを配置

▶ 2024年～_重層的支援体制整備事業の中での展開

- ・重層的支援体制整備事業の中に農福連携を位置づけ
- ・町独自の農福連携コーディネーターを継続して配置
- ・農業や民間事業所での体験を、参加支援の一手法として継続的に展開

立ち上げに向けたポイント・留意点

- 新たな組織を立ち上げるのではなく、既存の自立支援協議会の枠組みを活用した
- 農福連携をひきこもり支援や自殺対策など既存の課題対応の中に組み込み、柔軟に活用できる位置づけとした

5. 取組の中で直面した課題とその解決方法



【野菜の袋詰めの様子】

制度支援だけでは行き詰まるケースへの対応

いの町では、ひきこもりや生活困窮など複合的な課題を抱える人への支援において、既存の福祉制度だけでは対応が難しいケースが多く見られた。制度につながりにくい人や、支援の途中で行き詰まる事例に対し、次の関わり方を見出しにくい状況があった。このため、農業を含む地域資源を「就労の場」に限定せず、体験や居場所として活用し、本人の状況に応じた段階的な社会参加につなげる取組を進めている。

分野ごとに分断されがちな支援の整理

福祉、医療、農業、行政など、関係機関がそれぞれ支援を行ってきたものの、分野ごとに情報や対応が分断され、全体像を共有しにくい課題があった。そこで、研究会という協議の場を設け、個別事例をもとに関係者が情報を持ち寄り、役割分担や次の支援方針を整理することで、分野横断的な対応が可能となった。

6. 取組の特徴と内容

生きづらさ支援を軸に据えたテーマ設定

いの町農福連携研究会は、農業振興や就労対策を主目的とするのではなく、ひきこもり支援や生活困窮支援、自殺対策など、生きづらさを抱える人への支援を軸に設置されている。農福連携はその一手法として位置づけられ、福祉施策の延長線上で議論・実践が行われている。

必要に応じて随時開催される柔軟な協議の場

研究会は定例開催に限定せず、事例発生や支援の必要性に応じて随時開催されている。ひきこもりや就労不安など、状況が変化しやすい支援対象者を前提とし、タイミングを逃さず協議できる体制とすることで、実践につながる検討が可能となっている。



【ナス狩りイベントの様子】

行政と社会福祉協議会が連携した事務局体制

事務局機能は町と社会福祉協議会が連携して担い、行政と現場をつなぐ体制が確保されている。行政が制度面の調整を行う一方、社会福祉協議会が日常的な相談支援や地域活動を通じて得た情報を持ち寄ることで、実情に即した協議と支援につながっている。

町独自の農福連携コーディネーターによる伴走支援

町独自の「農福連携コーディネーター」を配置（社会福祉協議会へ委託）し、支援対象者の状況や希望、生活背景を丁寧に把握した上で、農業体験や就労体験先とのマッチングを行っている。体験場所への同行や関係づくりも支援し、安心して参加できる環境を整えている。

「お仕事体験事業」としての農業活用

ひきこもりの状態にある人や就労に不安を抱える人が、農業体験を通じて社会との接点を持ち、次の支援や就労につなげることを目的とした「お仕事体験事業」を展開している。農業を就労の場に限定せず、段階的な社会参加を支える場として位置づけている。

① 会議	② 研修会	③ マッチング	④ 地域ルールづくり
○	○	○	
⑤ 取組周知・広報	⑥ イベント開催	⑦ ネットワークづくり	⑧ 先進地視察
○	○	○	○

《取組実績》

- ・ひきこもり支援と連動した農業・仕事体験の実施 2024年度：24名（うち16名契約）
- ・就労継続支援B型事業所と連携した農業体験 2024年度：2回実施
- ・子ども食堂等への地元農産物の提供・連携 2024年度：1回実施
- ・農福連携コーディネーターによるマッチング支援 2024年度：体験先調整・同行支援等 210件



7. 運営（活動）資金の状況

活動資金は、国の重層的支援体制整備事業などの交付金を活用して確保している。重層的支援体制整備事業の柔軟な財源配分の仕組みを活かし、事業目的に応じて財源を組み合わせている。特定の補助金に依存せず、既存制度を活かした持続可能な運営が図られている。

8. 協議会があることのメリットや効果

支援の行き詰まりを共有し再検討できる場の確保

研究会があることで、支援が行き詰まっているケースや対応に悩む事例を関係者間で共有し、次の関わり方を検討できるようになった。個々の担当者が抱え込むのではなく、チームとして対応方針を考える場として機能している。

農業を含む多様な地域資源を支援に活かせる効果

協議会を通じて、農業をはじめとする地域資源を支援の選択肢として共有できるようになり、本人の状況に応じた関わり方の幅が広がっている。農業体験や仕事体験が、次の支援につながるきっかけとして活用されている。

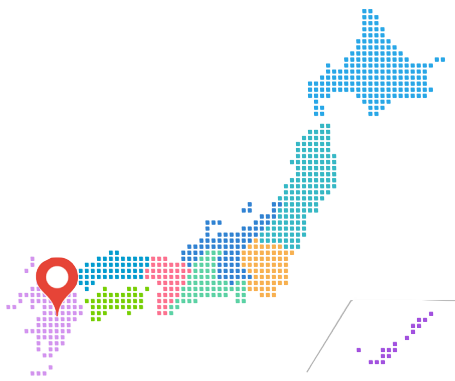
福祉施策と産業施策を横断した調整が可能に

町が関与する協議の場があることで、福祉施策と農業などの産業施策を横断した調整が可能となっている。分野を越えた連携により、支援が個別施策に閉じることなく展開されている。



【農福市場の様子】

熊本県農福連携協議会 (熊本県)



【圃場見学での苗の植え付けの様子】

1. 基本情報

設立年

2023年9月

活動エリア

熊本県全域

※ 県全域を本協議会の対象としつつ、宇城市、宇土市、菊池市、長洲町、玉名市、阿蘇地域、美里町など、市町村単位での支所的展開を進めている。将来的には南九州全体への展開も視野に入れている。

2. 事例の概要

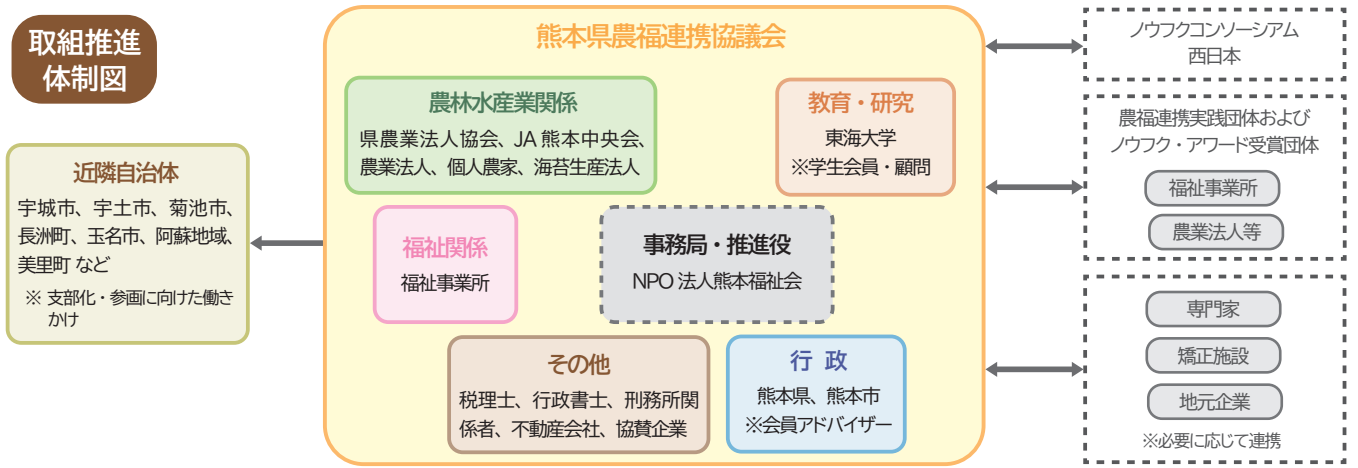
熊本県内で農福連携を実践するNPO法人熊本福祉会中心に構成された協議会。事務局は熊本福祉会が担い、農林水産業関係団体、大学、行政などが参画している。実践者同士の横のつながりづくりを起点に、県内外の関係機関との連携を広げている。

構成団体

区分	構成団体	役割
行政	熊本県の農政・福祉担当 熊本市の農政・福祉担当	会員アドバイザー
農林水産業関係	熊本県農業法人協会、JA 熊本中央会	協力団体
	農業法人、個人農家	
	海苔生産法人	協賛企業
福祉関係	NPO 法人熊本福祉会	事務局
	福祉事業所	
その他	東海大学	学生会員・顧問
	税理士、行政書士、刑務所関係者、不動産会社、その他協賛企業	



POINT! 農福連携を特定の事業や就労支援に限定せず、県内に点在する取組をつなぎ、地域全体で支える仕組みとして広げていくため、分野を限定せず多様な主体を巻き込んだ構成としている。



3. 成り立ち・きっかけ

熊本県内では、農福連携に取り組む福祉事業所同士の横のつながりが乏しく、各事業所が個別に試行錯誤しながら取組を進めていた。また、行政や農林水産業関係団体との連携も限定的で、情報共有や人材育成、経営面に関する相談を行う場が十分に整っていなかった。こうした状況を受け、県内の取組をつなぎ、関係者が継続的に情報共有や意見交換を行える場の必要性が高まり、協議会の設置に至った。当初は、県内の福祉事業所や農林水産業関係者を中心とした協議の場としてスタートし、その後、検討内容に応じて大学、熊本県、熊本市などが順次参画することで、より広域的・多分野連携の体制へと発展していった。

4. 取組のプロセス

- ▶ **2018～2020年** 同様の課題意識を持つ農福連携の実践者（福祉事業者等）に声をかける
 - ・まずは「協議会ありき」ではなく、情報交換・学び合いを目的に集まる場を設定
 - ・勉強会・交流会など、緩やかな集まりを重ねる
- ▶ **2021年** 南九州農福連携コンソーシアム（現協議会の前身）設立
 - ・熊本・宮崎・鹿児島での農福連携実践事業所等が集まり、勉強会・交流を開始
 - ・広域（南九州）での実践者ネットワークを先行させ、関係性を醸成
- ▶ **2022年** 県内協議会設立に向けた準備
 - ・県内の福祉事業所、行政、農林水産業関係団体、大学等との意見交換・関係構築を進める
 - ・取組や課題が県内各地に点在していたため、県内に軸足を置いた協議の場が必要と判断し、協議会設立を検討
 - ・事務局・役割分担・目的を最小限に整理し、過度な制度化を避ける
- ▶ **2023年** 熊本県農福連携協議会 設立
 - ・NPO 法人熊本福祉会を中心に、熊本県農福連携協議会を設立
 - ・実践者同士のネットワークを基盤に、県レベルの協議会として正式に始動
 - ・行政・農林水産業関係団体には、実績と理念を丁寧に説明し、段階的に参画を得る
- ▶ **2024年** 県内連携の深化と市町村展開の検討
 - ・熊本県との連携を深め、施策との接続や役割分担について協議を実施
 - ・県の農福連携コーディネーター事業を受託
- ▶ **2025年** 近隣自治体への展開
 - ・宇城市（開始予定）をはじめ、宇土市、菊池市、長洲町（玉名市と連動）、阿蘇、美里町など近隣自治体へ支部化・参画に向けた働きかけを実施

立ち上げに向けたポイント・留意点

- 現場実践を重ね、課題と成果を共有できる関係性を築き、協議の土台をつくった
- 県外も含めた学び合いの場を通じ、担い手同士の横のつながりを形成した
- 大学の参画により中立性と信頼性を確保し、行政・農業分野との接点を広げた

5. 取組の中で直面した課題とその解決方法

行政・農林水産業関係団体の理解醸成

設立期の最大の課題は、行政および農林水産業関係団体に参画してもらうことであった。そこで、東海大学に参画してもらうことで、協議会に学術的な裏付けと中立性が加わり、農業分野からの信頼を得やすくなった。その結果、熊本県農業法人協会やJAとの接点生まれたほか、関係者が現場に何度も足を運び、実績や理念を丁寧に説明してきたことにより、理解と共感が深まり、地域協議会への参画につながった。さらに、2024年度に事務局であるNPO法人熊本福祉会がノウフク・アワード2024準グランプリ「人を耕す」を受賞したことを契機として、県・市による表彰や表敬訪問につながり、県や市町村の参画に寄与した。



【ノウフク野菜を使った「食育の日」の献立】

地域を越えた連携

熊本県では、各地域で農福連携の取組が行われていたものの、広域に点在し他地域の事例やノウハウが十分に活かされていない状況があった。そこで、協議会を通じて他地域の実践者と情報交換や意見共有を行い、地域を越えたつながりを促すことで、取組の広がりを後押ししている。

6. 取組の特徴と内容



【ノウフクコンソーシアム西日本設立総会】

現場実践と協議会運営を一体で担う事務局機能

農福連携に取り組む福祉事業所を運営するNPO法人熊本福祉会が事務局を務め、法人による農福連携の現場実践と協議会運営を一体的に担っている。単なる会議体ではなく、実際の作業受入や調整を行う実務の中核としてコックピット機能化しており、現場の課題やニーズを即時に協議会運営へ反映できる体制が構築されている点が大きな特徴である。

マッチングの実効性を高める実務的な支援

農家と福祉事業所をつなぐ際には、単なる紹介にとどまらず、実際の仕事の受注・調整・条件設定までを主体的に担っている。出来高制の工賃設定や工程分解による作業設計など、実務的ルールづくりも行い、農家や福祉事業所が農福連携に取り組みやすい形とすることで、マッチングの実効性を高めている。

① 会議	② 研修会	③ マッチング	④ 地域ルールづくり
○	○	○	○
⑤ 取組周知・広報	⑥ イベント開催	⑦ ネットワークづくり	⑧ 先進地視察
○	○	○	○

《取組実績》

・ マッチング件数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
件数	11	35	50	42	74

・ 地域協議会の参画主体の増加

2023年度：11主体⇒2025年度：28主体（協賛企業・アドバイザー含む）

・ 熊本刑務所での農福連携意見交換会（年1回開催）

・ 定期的なイベント開催：マルシェ、県庁プロムナード・市役所食堂での食育連携イベント等



7. 運営（活動）資金の状況

協議会の運営は、個人の会員や協力団体からの会費収入に加え、助成金や委託事業を組み合わせで行われている。主な財源としては、農林水産省の農山漁村振興交付金や、県委託によるマッチング事業、小規模法人ネットワーク化事業などを活用している。特に、2024年度に県の農福連携コーディネーター事業を協議会が受託したことで、人件費と事業費を一体的に運用できる体制が整った。予算は単なる人件費にとどめず、啓発活動やスタディツアー、マルシェ開催など、関係者の裾野を広げるための土台づくり（農福の認知度向上）にも重点的に配分している。



【マルシェの様子】

8. 協議会があることのメリットや効果

福祉・農業双方にとっての安心感と実行力の向上

協議会があることで、福祉事業所にとっては農業分野に関する情報や相談先が明確になり、単独では対応が難しい案件にも取り組みやすくなった。農家側にとっても、福祉側の支援体制や作業条件を理解したうえで連携を進めることができ、安心感のある協働関係の構築につながっている。

行政との連携強化と地域への波及効果

協議会の設立により、農業・福祉の関係者が定期的に顔を合わせる場が生まれたことで、行政や農林水産業関係団体においても取組への関心と参画意識が高まり、より前向きな協力体制が構築された。また、認知度向上と資金確保が進み、高齢出所者の就労支援など、地域特有の課題にも対応できるようになった。

行政にとっては、個別法人ではなく「協議会」としての提案・要望を受け取ることで、施策に落とし込みやすくなった。市町村が関与することで、市広報誌や地域の回覧板（予定）、公共施設を活用した周知が可能となり、地域住民の理解と参加が進んでいる点も大きな効果である。

今後に向けて

今後は、市町村単位での参画や支部化を視野に入れつつ、県内外のネットワークとの連携を活かした持続的な農福連携の推進を目指している。



【ノウフクマルシェ in 東海大学の様子】

05

<編集後記>

事例を通して見えてきた地域協議会の特徴

本事例集では、設立の背景や活動内容が異なる複数の地域協議会の取組を紹介しました。地域によって協議会の形や進め方はさまざまですが、事例を通して見ていくと、地域協議会が地域の中で果たしている役割や、立ち上げの過程にいくつかの共通する特徴が見えてきます。

① 農業と福祉の関係者がつながる場

事例では、行政、農家、福祉事業所、JA、支援機関などが参加する協議会が設けられ、地域の農業の状況や福祉側の支援体制、作業の受入れの可能性などについて意見交換が行われていました。

こうした場を通じて、農家と福祉事業所がお互いの状況を理解し、作業の受入れやマッチングにつながる例も見られました。地域協議会は、農業と福祉の関係者が情報を共有しながら取組を進めていくための場として機能していることがうかがえます。

② 地域の状況に応じた推進体制をつくる場

地域協議会の構成や運営の形は、地域の状況によって大きく異なります。

市町村が主体となって関係者を集め、地域の取組を進めている事例もあれば、都道府県が広域的な推進体制を整備し、その下で圏域ごとの会議体を設けている事例もありました。

岐阜県の事例では、県が推進窓口となり農林事務所単位で地域連携会議を設置し、地域ごとの農業や福祉の状況に応じた取組が進められています。広域的な情報共有や人材育成は県が担い、地域では具体的なマッチングや課題共有が行われるなど、役割分担のもとで推進体制が構築されていました。

また、熊本県の事例のように、まず県域の関係者によるネットワークを立ち上げ、その活動を通じて関心のある市町村や関係機関を巻き込みながら、徐々に地域の取組を広げていく進め方も見られました。こうした形は、あらかじめ体制を整えて取組を進める方法とは異なり、関係者の関心や実践をきっかけに、徐々に地域の関係者を巻き込みながら取組が広がっていく進め方の一つといえます。

③ 小さな取組の積み重ねの中で形づくられる

事例を見ていくと、地域協議会は最初から明確な体制として設立されるというよりも、関係者のつながりや小さな取組を積み重ねる中で、徐々に形づくられていくケースもありました。

そうした過程の中で、農家と福祉事業所の試行的な連携、地域課題に関する関係者同士の話し合い、行政担当者の働きかけなどが重なり、継続的に話し合う場として協議会が設けられていくことがあります。また、制度や体制だけでなく、関係者同士の信頼関係や現場での経験の積み重ねが、取組の継続や広がりを支えている様子も事例から読み取ることができます。

こうした場があることが、農福連携の取組を地域の中で継続し、広げていくための支えとなっていることがうかがえます。

本事例集で紹介した地域協議会は、設立の経緯や活動内容、関係者の構成などがそれぞれ異なっていました。

一方で、事例を通して見えてきたのは、農業と福祉の関係者がつながり、地域の中で取組を進めていくための話し合いの場の重要性です。

地域協議会は、特定の事業を実施する主体というよりも、関係者が情報を共有し、課題を整理しながら取組を進めていくための土台となる場として機能している例が多く見られました。

農福連携の進め方は地域によってさまざまであり、地域協議会の形も一つではありません。本事例集で紹介した事例も、それぞれの地域の状況の中で試行錯誤を重ねながら形づくられてきたものです。

これらの事例が、これから地域協議会の立ち上げを検討している方や、地域の農福連携の取組を継続・発展させていこうとする関係者にとって、取組を進める際の参考となれば幸いです。



農福連携 地域協議会の立ち上げに向けて
<Part2 >

発行日：令和 8 年 3 月
発行元：(株)インサイト
事業名：「農福連携の取組の推進」

本書は農林水産省「令和 7 年度農産漁村振興交付金」を活用して作成したものです。

